

現場代理人の常駐義務緩和措置について

適用日 平成30年9月3日

尾道市では、現場代理人の常駐義務の緩和等に係る措置について、平成21年4月1日付け「技術者等の適正配置について」(平成28年9月30日一部改正)により通知しているところですが、下記のとおり前記の通知を改正しましたので、今後の取り扱いに留意してください。

記

現場代理人の配置について

※以下を次のとおり改正します。

改正前	改正後
<p>○ 現場代理人の基本的条件</p> <p>現場代理人は所属する会社と直接的な雇用関係が必要となります。</p> <p>【直接的な雇用関係】</p> <p>「開札日」において、雇用に関する一定の権利義務関係が存在していること。</p>	<p>○ 現場代理人の基本的条件</p> <p>現場代理人は所属する会社と直接的な雇用関係が必要となります。</p> <p>【直接的な雇用関係】</p> <p>「開札日」において、雇用に関する一定の権利義務関係が存在していること。</p>
<p>○ 現場代理人の配置条件</p> <p>工事現場に常駐となるため、他の工事の現場代理人及び営業所の専任技術者であっては いけません。</p> <p>ただし、監督員と携帯電話等で常に連絡がとれるなど、発注者との連絡体制を確保し、監督員等の求めにより速やかに工事現場に向かう等適切な対応が可能であって、次のいずれかに該当する場合は、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されていると認めた場合」として取扱い、工事現場への常駐義務を緩和し、他の工事の現場代理人との兼務を認めます。</p> <p>ア 既契約工事の附帯工事（特命随意契約）</p> <p>イ 施行場所が尾道市内の請負金額500万円未満の工事</p>	<p>○ 現場代理人の配置条件</p> <p>工事現場に常駐となるため、他の工事の現場代理人及び営業所の専任技術者であっては いけません。</p> <p>ただし、監督員と携帯電話等で常に連絡がとれるなど、発注者との連絡体制を確保し、監督員等の求めにより速やかに工事現場に向かう等適切な対応が可能であって、次のいずれかに該当する場合は、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されていると認めた場合」として取扱い、工事現場への常駐義務を緩和し、他の工事の現場代理人との兼務を認めます。</p> <p>ア 既契約工事の附帯工事（特命随意契約）</p> <p>イ 施行場所が尾道市内の請負金額500万円未満の工事</p>

ウ 技術者を専任で配置しない工事で次の条件をすべて満たす場合

- (1) 請負金額500万円以上3,500万円未満（建築一式工事にあつては7,000万円未満）の公共工事であること
- (2) 兼務する工事件数が本件工事を含めて3件以内であること（災害復旧工事は件数に含まない）
- (3) 全ての工事現場が尾道市内であること
- (4) 兼務する工事が尾道市発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること

なお、ウの兼務承認については、受注者から書面で申請を行い、発注者からの承認通知によって決定されるものとします。

また、その他兼務の承認申請に係る事項は別途特記仕様書で定めます。

エ 次のいずれかに該当する場合

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 建設工事請負契約約款第19条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事現場が完了し、完成届提出後竣工検査までの期間
- (5) その他、特に発注者が認めた期間

なお、エの兼務承認については、書面による承認申請ではなく、発注者との協議により承諾を得ることとします。

※130万円未満の随意契約による工事にあつ

ウ 技術者を専任で配置しない工事で次の条件をすべて満たす場合

- (1) 請負金額500万円以上3,500万円未満（建築一式工事にあつては7,000万円未満）の公共工事であること
- (2) 兼務する工事件数が本件工事を含めて3件以内であること（災害復旧工事は件数に含まない）
- (3) 全ての工事現場が尾道市内であること
- (4) 兼務する工事が尾道市発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること

なお、ウの兼務承認については、受注者から書面で申請を行い、発注者からの承認通知によって決定されるものとします。

また、その他兼務の承認申請に係る事項は別途特記仕様書で定めます。

エ 次のいずれかに該当する場合

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 建設工事請負契約約款第19条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事現場が完了し、完成届提出後竣工検査までの期間
- (5) その他、特に発注者が認めた期間

なお、エの兼務承認については、書面による承認申請ではなく、発注者との協議により承諾を得ることとします。

※**業務委託及び**130万円未満の随意契約によ

<p>ては、現場代理人の配置履歴を130万円以上の入札による工事（専任工事を除く）に反映しません。</p> <p>※現場代理人の兼務申請をすることができる場合は、設計図書に特記仕様書で定めることとします。</p>	<p>る工事にあつては、現場代理人の配置履歴を130万円以上の入札による工事（専任工事を除く）に反映しません。</p> <p>※現場代理人の兼務申請をすることができる場合は、設計図書に特記仕様書で定めることとします。</p>
--	--